

渋川市人事行政の運営等の状況の公表

市の人事行政の公平性と透明性を高めるため、地方公務員法第58条の2第3項及び渋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、令和5年度の渋川市の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免状況

ア 令和5年4月2日～令和6年4月1日採用者数(人)

区分	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
一般事務	238	188	24	24
うち障害者枠	10	8	0	0
うち氷河期世代枠	46	39	6	5
土木技師	13	12	4	3
うち氷河期世代枠	1	1	1	1
建築技師	5	4	2	1
うち氷河期世代枠	1	1	1	1
保健師	20	19	4	2
社会福祉士	9	8	0	0
保育士	7	6	1	1
指導主事	-	-	-	2
総 数	292	237	35	33

イ 令和6年度再任用職員数(人)

	常時勤務	短時間勤務
一般行政職	0	31
その他	0	6

※再任用職員は、60歳以降の退職者を任期を定め採用する職員です。(令和5年の制度改正前の再任用職員である暫定再任用を含む)

ウ 令和5年度退職者数(人)

定年退職	応募認定退職	普通退職	免職	その他	計
0	7	16	0	0	23

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分		職員数(人)		対前年 増減数(人)
部 門		令和5年	令和6年	
一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	-
	総 務	156	159	3
	税 務	48	50	2
	労 働	1	1	-
	農林水産	33	33	-
	商 工	22	22	-
	土 木	77	80	3
	民 生	107	110	3
	衛 生	50	50	-
小 計		500	511	11
特別行政部門	教 育	129	130	1
普通会計 計		629	641	12
公営企業等 会計部門	水 道	25	25	-
	下 水 道	22	21	△ 1
	そ の 他	45	44	△ 1
	小 計	92	90	△ 2
合 計		721	731	10

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、再任用職員、派遣職員などを含み、再任用短時間勤務職員、非常勤職員を除いています。

イ 職種別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	職員数(人)		対前年 増減数(人)
	令和5年	令和6年	
一般行政職	501	512	11
税務職	48	50	2
医師・薬剤師・栄養士など	5	5	0
看護師・保健師	36	34	△ 2
福祉職	37	37	0
企業職(水道事業)	47	46	△ 1
技能労務職	17	17	0
教育職	30	30	0
合 計	721	731	10

※一般行政職とは、総務・戸籍・年金・福祉等の業務に従事する事務職員と土木・建築などの設計監理事務に従事する技術職員です。

※技能労務職とは自動車運転・清掃業務・給食調理などに従事する職員です。

ウ 年齢階層別職員数(人)（令和6年4月1日現在）

	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上
一般行政職	0	12	32	56	60	64	35	59	88	58	47	1
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	8	2

エ 障害任免状況（令和6年6月1日現在）

法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員の数	障害者計	実雇用率
946.5人	26.5人	2.80%

※個人の特定のおそれがあるため、詳細は公表しません。

2 職員の人事評価の状況

(1) 評価の対象期間

評価の種類	評価期間
能力評価	4月1日から翌年3月31日まで
業績評価	

(2) 被評価者及び評価者の区分

被評価者	第1次評価者	第2次評価者
部長	副市長	-
参事・課長	部長	副市長
課長補佐・統括主幹	課長	部長
主幹・主査・主任・主事	係長	課長

3 職員の給与の状況

(1) 職員の給与の状況(令和5年度普通会計決算 ※人口は令和6年1月1日現在)

住民基本台帳 人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)
7万3,068人	363億3,099万8千円	14億6,917万2千円	64億3,958万3千円	17.7%

※人件費には、給与、退職手当などの手当、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(令和5年度普通会計決算)

職員数 (C)	給与費				1人当たりの 給与費 (D/C)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(D)	
629人	24億9,805万3千円	4億8,576万6千円	10億2,828万7千円	40億1,210万6千円	638万円

※職員手当には、退職手当は含みません。

(3) 職員の平均給与 (令和6年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	32万5,769円	39万1,877円	41.9歳
技能労務職	34万5,894円	37万6,192円	55.4歳

※平均給与月額とは、平均給料と職員手当(期末勤勉手当、退職手当を除く)の合計の平均額です。

(4) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		渋川市	群馬県	国
一般行政職	大卒	19万6,200円	20万900円	19万6,200円
	高卒	16万6,600円	16万9,900円	16万6,600円
技能労務職	高卒	16万6,600円	16万5,500円	—

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		経験年数10年～ 15年未満	経験年数15年～ 20年未満	経験年数20年～ 25年未満
一般行政職	大卒	29万600円	31万7,400円	36万円
	高卒	24万6,000円	27万6,200円	32万1,200円
技能労務職	高卒	—	—	—

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、採用前に民間などの経歴がある場合は、その期間を換算し、採用後の年数に加えた年数をいいます。

(6) 職員の級別職員数の状況(一般行政職) (令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	17人	3.3%
2級	主事・技師	81人	15.8%
3級	主査・主任	161人	31.5%
4級	統括主幹・主幹	151人	29.5%
5級	課長補佐	41人	8.0%
6級	課長	43人	8.4%
7級	参事	6人	1.2%
8級	部長	12人	2.3%
合計		512人	100%

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 職員手当の状況

ア 期末勤勉手当の支給割合(令和6年4月1日現在)

区分	期末手当	勤勉手当
6月分	1.225月分	1.025月分
12月分	1.225月分	1.025月分
計	2.45月分	2.05月分

※職務上の段階、級などによって5～15%の加算措置があります。

※支給率は国と同じです。

イ 退職手当の支給割合 (令和6年4月1日現在)

区分	支給率			
	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
定年・応募認定	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分

※その他の加算措置…定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)

ウ 時間外勤務手当支給状況

区分	支給総額	支給職員数	1人当たり支給月額
令和6年4月支給分	1,398万66円	416人	3万3,606円

エ 特殊勤務手当の支給状況 (令和6年4月支給分)

区分	内容
職員全体に占める手当支給職員の割合	7.0%
支給対象職員1人当たり平均支給月額	1,931円
手当の種類 ()内は水道	9(3)種類
代表的な手当の名称	清掃業務手当・税務事務手当

オ 扶養・住居・通勤手当の内容 (令和6年4月1日現在)

扶養手当	配偶者、父母等 1人につき月額6,500円(8級職員は3,500円) 子 1人につき月額1万円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人につき月額5,000円加算
住居手当	借家・借間の場合(月額1万6,000円を超える家賃の支払い者) 家賃月額に応じて月額2万8,000円を限度に支給
通勤手当	交通機関等利用者 最長期間の運賃負担額に応じて月額5万5千円を限度に支給 交通用具等利用者 通勤距離に応じて月額3万1,600円を限度に支給

(8) 特別職の報酬などの状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	給料月額等	期末手当
給料	市長 82万5,000円	(6年度支給割合)
	副市長 73万5,000円	6月期 2.225月分
	教育長 66万5,000円	12月期 2.225月分
報酬	議長 43万5,000円	計 4.45月分
	副議長 39万円	(加算措置あり)
	議員 36万円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(標準的なもの)

1週間の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時まで

(2) 休暇の種類

区分	概要
年次有給休暇	日数は年間20日で、取得残日数が生じた場合、20日まで繰り越すことができるが、1年間の年次有給休暇の総日数は40日を超えることはできない
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、規則で定める期間内において必要と認められる期間
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の理由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める休暇
介護休暇	配偶者等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲で指定する期間内の休暇
介護時間	配偶者等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、連続する3年の期間内において、1日を通じて2時間を超えない範囲内の休暇

(3) 年次有給休暇の取得状況(令和5年)

付与日数	翌年に繰り越すことができる日数	平均取得日数	取得率
20日	20日	12.3日	32.2%

(4) 介護休暇及び介護時間の取得状況(令和5年度)

	介護休暇	介護時間
男性職員	0人	0人
女性職員	0人	0人

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業および部分休業の取得状況(令和5年度)

	育児休業	部分休業
男性職員	14人	2人
女性職員	27人	14人

※育児休業とは、職員が、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により、3歳に満たない子を養育するため、該当子が3歳に達する日まで休業することができる制度です。また、部分休業とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、1日の勤務時間の一部について勤務しないことを任命権者が、承認することができる制度です。

6 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(令和5年度)

	降任	免職	休職
分限	0人	0人	16人

※分限処分は、職員の身分保障を前提とし、職員がその職責を果たすことができない場合を定め、公務能率の維持を目的として行う、職員に不利益な身分上の処分です。

(2) 懲戒処分の状況(令和5年度)

	戒告	減給	停職	免職
懲戒	1人	1人	0人	0人

※懲戒処分は、職員の義務違反に対する道義的責任を問うものであり、地方公共団体における規律と公務執行の秩序を維持することを目的として、職員に不利益を課する処分です。

7 職員のサービスの状況

(1) 営利企業などの従事状況

職員は営利企業などに従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務に影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得て営利企業などに従事することができます。主なものとしては、消防団員や統計調査員などがあります。

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、浜川市消防団の業務に従事する場合、職務に専念する義務を免除しています。

8 職員の退職管理の状況

退職後に営利企業等に再就職した元職員が市職員に対し、職務上の行為をするように、またはしないように要求、依頼することについては、地方公務員法により規制されています。市職員の退職管理に関する条例により、在職中、管理・監督する立場にいた方で退職後2年間に再就職した場合は、任命権者へ届け出ることとしています。

令和5年度末退職者の状況(課長相当職以上)

公共的団体	0人
その他民間	0人
本市再任用等	1人

9 職員の研修の状況

(1) 階層別研修(令和5年度)

研修名	対象者	期間	修了者(人)
新採用職員研修(前期)	新採用職員	5	21
新採用職員研修(後期)	新採用職員	3	19
新採用職員研修(10月採用)	新採用職員	5	5
採用2年目職員研修	採用2年目の職員	1	19
新任主任研修	新任主任級職員	6月～1月	14
新任主査研修	新任主査級職員	7月～1月	22
新任主幹研修	新任主幹級職員	7月～1月	19
新任係長研修	新任係長級職員	7月～1月	10
新任課長研修	新任課長級職員	7月～1月	6

(2) 教養研修(令和5年度)

研修名	対象者	期間	修了者(人)
手話研修	全職員	1	17
運転適性検査	全職員	2	40
不当要求防止責任者講習会	全職員	1	23
各課教養研修	全職員	-	262

(3) 専門研修(令和5年度)

研修名	対象者	期間	修了者(人)
法制執務研修	主幹以下職員	2	14
女性キャリアデザイン研修(沼田市合同研修)	40歳代の女性職員	2	11
人事評価研修(前期)	新任係長職員	1	11
人事評価研修(後期)	新任係長職員	1	10
メンター研修(前期)	指導担当者	1	16
メンター研修(後期)	指導担当者	1	17
各課専門研修	各課推薦者	-	1,278

(4)派遣研修(令和5年度)

研修名(派遣先)	期間	修了者(人)
市町村職員中央研修所研修	各研修期間	9
全国市町村国際文化研修所研修	各研修期間	1
群馬県市長会職員研修	10/8~20 11/9,10	3
県市町村職員合同研修	各研修期間	45
群馬県派遣実務研修	1年間	1
青年会議所派遣研修	4/1~12/31 1/1~3/31	2
早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会	通年	4
電話対応コンクール	7~8月	4

(5)自主研修(令和5年度)

研修名	期間	修了者(人)
自主研究グループ	1年間	5
通信教育	1年間	1
キャリアアップ研修	1年間	0

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1)職員の健康の保持増進対策

健康診断(定期健康診断、がん検診など)

(2)安全衛生に関する事項

衛生委員会開催、予防接種(破傷風)

(3)災害補償の実施状況

地方公務員災害補償基金群馬県支部による認定・補償件数 7件

(4)互助会(渋川市職員共済会)に対する助成の状況(令和5年度)

項 目	金額など
①互助会に対する助成金の額	708万8千円
②会員による掛金の額	1,167万5千円
③公費負担率 ①/(①+②)	37.8%

※助成金の使途 職員の健康管理対策(人間ドック費用一部助成)
職員の団体保険掛金(死亡弔慰金など)

11 公平委員会の業務の状況

(1)措置要求および不服申し立ての状況(令和5年度)

	件数	処理状況
措置要求	0件	-
不服申し立て	0件	-

※措置要求とは、職員が給与や勤務時間などの勤務条件に関し、公平委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求することです。

※不服申し立てとは、職員が懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとき、公平委員会に対して、行政不服審査法により不服を申し立てることです。